

論 説

家庭内暴力

——夫婦関係を中心に——

石 堂 功 卓

1 家庭内暴力(DV)の定義

ここで家庭内暴力というのは、いわゆるドメスティック・バイオレンス(以下ではDVと言う)のことであるが、直訳である「家庭内暴力」は、広い意味では親子関係の問題をも包含することになるので、多少の誤解が生じるかもしれない。ここで問題とするのは、副題にもあるように夫婦関係を中心としたもので、「夫や恋人など親密な関係にある者から女性に対してふるわれる暴力」である。平成13年10月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」で言われているものも、この意味における家庭内暴力である。ただ、混乱を避けるために、以下では単にDVと表記することにする。

2 家庭内暴力(DV)の特性と法的対応

①特性

DVの加害者になる特性は教育程度や職業あるいは年齢とは関係ないと言われている⁽¹⁾。教員であろうと、医師であろうと、一般のサラリーマンであろうと関係なく、DVを行う男性は存在している。DVを行う者

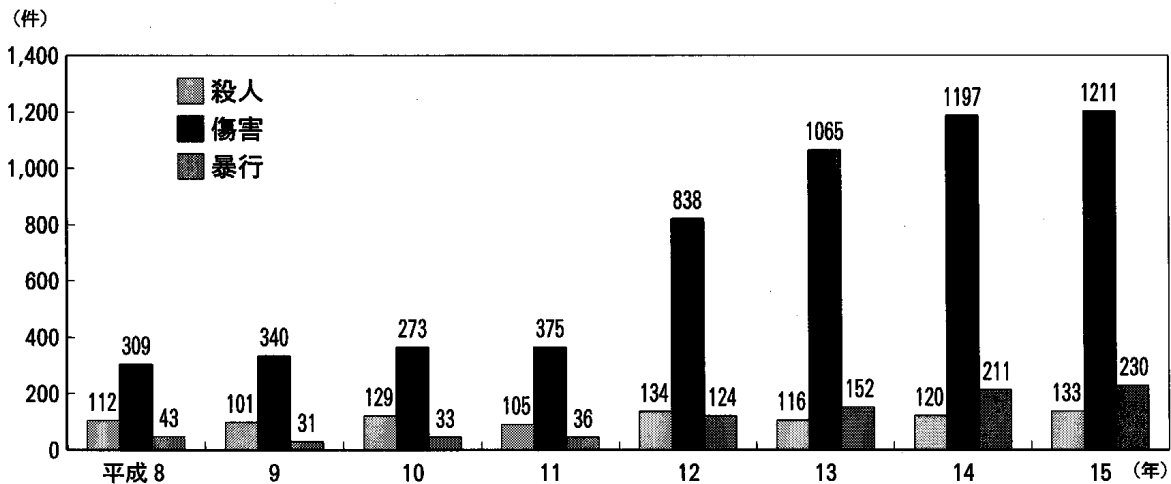
が平素もそのような性質を示すかという点、必ずしもそうではなく、むしろ社会生活の中では紳士然とした男性の方が多いとさえ言われている。

②DVの背景

DVは、肉体的な力関係のみならず、歴史的に形成されてきた男女の不平等な力関係から生じると言われる。すなわち、女性の経済的自立が男性よりも困難であることや、性的役割分業に対する封建的な考え方などが背景に存在している。法律上も、仮刑律や新律綱領のような1800年代後半の法律においては、「夫が妻を殴打した場合、傷害がなければ罰せられず、傷害以上の場合は減刑する」とされ、また「妻が夫を殴打した場合には常に刑が加重される」と規定されていたのであり、これは妻が夫の所有物であるという観念を表すものといえる⁽²⁾。コモンローにおいても、妻は婚姻と同時に法的独立性を失い、夫は自分の親指より太くないムチなら妻をたたいてよいという「親指の原則」が1970年代まで残っていたのである⁽³⁾。夫の妻に対する暴力は法的領域においてさえ、最近まで大目にみられていたのである。

③法的対応

そのような事情から、この問題に対する法的対応は著しく遅れている。たとえば、夫から日常的な暴力を受けていたとしても、意を決して警察に駆け込んでみたところで、それが「夫婦げんか」として処理され、警察に知らせたことを理由にさらに暴力がエスカレートする図式があった。この点については、民事不介入が言われ、夫は「警察は家庭の問題には立ち入らない」とうそぶく者も相当数いたであろうことは容易に予想できる。事態を客観的にみれば、明らかに刑法犯の性質をもつ行為であっても、夫婦であるという隠れ蓑の中で秘匿され、その価値観の支配する中で女性も被害意識が稀薄になっていったということも、問題が深刻化するまで解決の手段がとられてこなかった理由かもしれない。平成13年



(備考) 警察庁資料より作成。

図 1 : 夫から妻への犯罪の検挙状況

内閣府男女共同参画局のホームページの以下のサイトを参照。

http://www.gender.go.jp/whitepaper/h16/danjyo_hp/danjyo/html/zuhyo/fig01_05_02.html

のDV防止法施行後でさえ、これらの価値観や実態が十分に改善されたとは到底言えない。図1を見ても、年々ドメスティック・バイオレンスの検挙数は増加し、平成12年以降急激に増え、それ以前と比較すると、傷害事件に限定しても、平成11年までは300件前後であったものが、それ以降増加し続け、平成15年では約4倍の1211件になっている。これはもちろん、DV法の制定に従い、それまでの潜在的な被害が顕在化しただけであり、法が十分な犯罪抑止力を有していないという短絡的な結論は避けるべきであろうが、法制定後も依然としてドメスティック・バイオレンスの検挙数が減少傾向にないことは、法自体の見直しを含めた再検討の必要があるように思える。⁽⁴⁾

3 家庭内暴力(DV)の種類

ところで、DVの種類にはどのようなものがあるのでしょうか。以下に分類してみよう。

①身体的暴力 文字通り殴る蹴る等の暴力行為をいう。

②心理的暴力 殺してやる等の言葉による暴力や、無視するなどの行為もここに分類される。

③経済的暴力 生活費を渡さないとか、妻の労働を嫌がり、一定のパートしか許さないとか、買い物について事細かにチェックするなど。

④性的暴力 妻の望まない性行為の強要や、妻の望まない妊娠・中絶の強要など。

⑤子供を利用した暴力 妻を支配するために子供に対する虐待を行うなど。

これらの暴力を強要・強迫・威嚇という手段によって実質的に行う場合もあるであろう。

また、その際には妻を社会的に孤立させたり(電話・手紙・電子メールなどをチェックし社会的接触を一切認めないなど)、その存在を否認したり(誰に食べさせてもらっているんだなどの発言)、男性の特権的な地位をふりかざすようなものもあるであろう。⁽⁵⁾

もちろん、これらをすべてDVととらえることが妥当かどうかは別論としても、従来のように、死亡あるいは傷害などの重大結果が生じた場合にのみDVととらえることが、事態を深刻化させたことへの警鐘ととらえることは可能であろう。現に、1998年スウェーデン改正刑法では、「親密な関係にある男性から、継続的な暴力によって精神的恐怖を与えられ、女性の人格が侵害されたと認められれば、女性の平和侵害罪違反として処罰の対象となる」⁽⁶⁾とされ、ドメスティック・バイオレンスの法益を単に生命身体の安全ととらえるのではなく、その法益の独自性を強調し、女性の平和侵害罪として考えるのである。さらに、後藤教授も「問題は、ドメスティック・バイオレンスという現象を現在の刑罰法体系で対応が可能なものとして理解し、ドメスティック・バイオレンスを構成する要素の刑罰法令に触れる部分のみを切り取り、刑事的対応を行うことで十分かどうかである。」「ドメスティック・バイオレンスが提起している問題は、従来『点』として評価されてきた暴力行為を『面』

(状態)として把握し直すことの是非であり、刑法における法益概念の再検討なのである。」と論じられている。⁽⁸⁾ 今後、DV防止法のあり方を考える上で参考になろう。

4 家庭内暴力(DV)における子供の問題

ところで、DVは、その直接の被害者である配偶者に影響を及ぼすだけでなく、その子供たちにも深刻な影響を及ぼすことが一般に指摘されている。ドメスティック・バイオレンスの加害者は、妻に対してだけでなく、その子に対しても暴力を行う可能性が高いことが指摘されるのである。さらに、子に対する直接的な暴力だけでなく、妻に対するDVを日常的に見せられることが子供に対する暴力ともいえるのである。⁽⁹⁾ 1988年に行われた東京都の「女性に対する暴力」調査報告書によれば、子どもがいるケース45件のうち29件において、子どもも暴力の被害にあっていることが指摘され、子どもが受けた暴力の種類をみると、「身体的暴力」が31件、「精神的暴力」が25件となっており、「身体的暴力」では、殴る、蹴る、手を掴んで振り回すなどであり、「精神的暴力」では、過度の暴言、ばかにする、どなりつけるなどがみられる。こうした暴力による子どもの影響をみると、「父への憎悪・恐れ」が18件と最も多く、「性格・情緒の歪み」11件、「不登校」9件などとなっている。⁽¹⁰⁾ これらの子への影響は、妻への暴力の結果として間接的に生じる可能性があるのはもちろんである。

これらの結果を深刻に受け止めるならば、DVを配偶者に対する犯罪としてのみ考えるのではなく、その子供に対する危険犯的構成も今後は研究対象にしてよいのではないかと思える。

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

①はじめに

さて、DVに関しては、アメリカがすでに1970年代からこれを社会問題化し、80年代には各州でそれに対応するための立法が行われ、連邦でも、1994年にはドメスティック・バイオレンスを犯罪とする立法が行われている。

これに続いて、我が国でも、はじめにふれたように、平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、いわゆるDV防止法が施行された。これについて紹介し、その問題点をさぐってみよう。

②意義

この法律の意義は戒能民江教授によれば、次の6点にあるとされる。

- ①ドメスティック・バイオレンスを「暴力」と認めた法律が制定された。
- ②国および地方公共団体のドメスティック・バイオレンス防止と被害者の安全確保義務が明記された。
- ③前文でドメスティック・バイオレンスが「犯罪となる行為」と位置付けられた。
- ④前文でドメスティック・バイオレンスが「女性に対する暴力」であり、女性の人権侵害であると述べられた。(もっとも被害者が夫なることを否定はしない)
- ⑤ドメスティック・バイオレンス対応の法的しくみを制度化した。
- ⑥違反した場合に刑事罰が加えられる保護命令制度を新設した。⁽¹¹⁾

法律の意義としてはこれにつきると思われるのであるが、ドメスティック・バイオレンスについての最初の法律であるので、もちろん欠陥も散見されるし、法律施行後の実態についても注目すべき点が存在する。そこでこの法律の骨子と問題点について、簡単に説明しておこう。

③内容

このDV防止法の大まかな内容については図2において示される通り

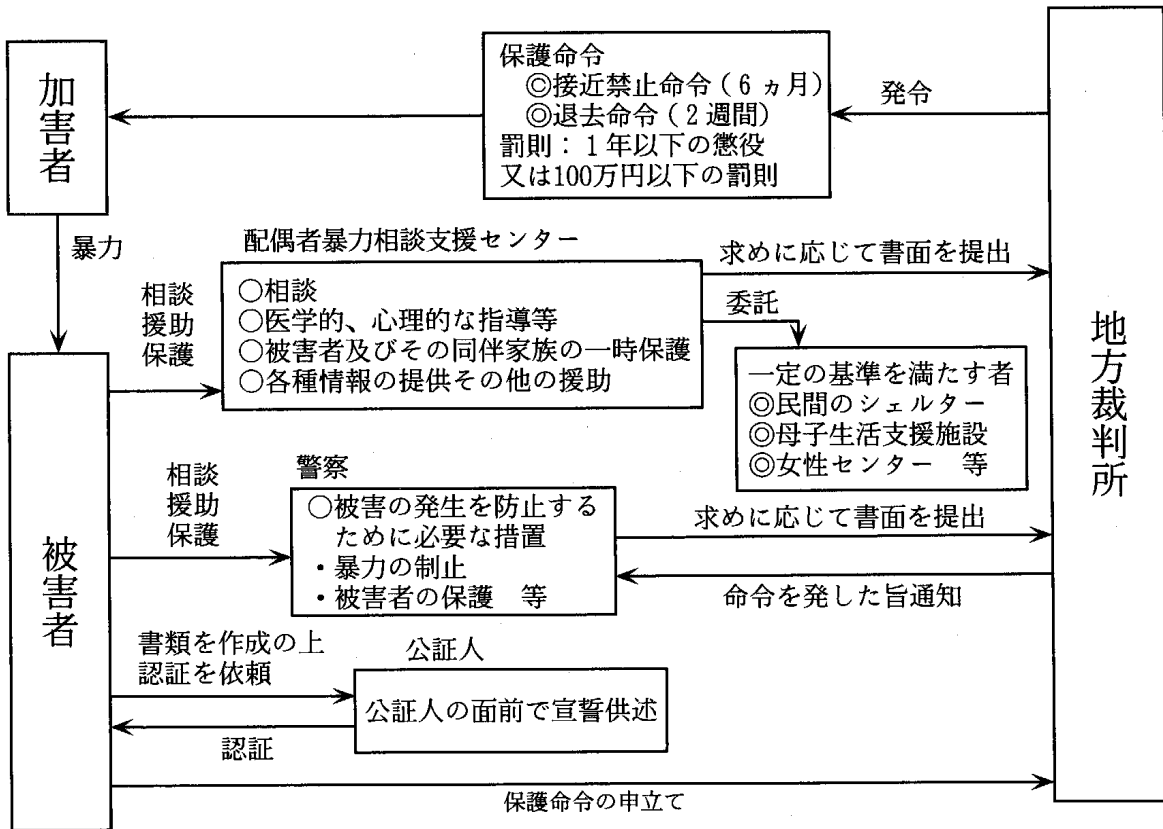


図2：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律フローチャート
<http://www.gender.go.jp>

であるが、その中でも、注目される点は2点ある。一つは、DV被害者のために、相談、カウンセリング、一時保護などの機能を営む、配偶者暴力相談支援センターを設置したことであり、もう一つは、保護命令が創設されたことである。保護命令の内容は、接近禁止命令と退去命令であり、有効期間は前者が6ヶ月、後者が3ヶ月である。これらの制度によって、被害者を保護支援し、加害者を被害者から遠ざける措置が講じられることになる。

④問題点

それでは、この法における問題点は何であろうか。まず、この法における「配偶者からの暴行」が、「身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの」とされている点である。つまり、ここにはすでに説明したようなDVの種類多くのものが対象からはずれるこ

とになる。もっとも、PTSD(心的外傷後ストレス障害)を引き起こすような言葉による暴力は、ここに含まれるとされている。しかし、それが認められたケースは実態としてはほんの数例にすぎないようである。第2に問題となるのは、この法律が「配偶者」からの暴行に限定した点である。衆議院法務委員会の答弁では、配偶者からの暴力が、他の者からの暴力とは異なり、発見の困難性や継続性、さらには重大結果をまねきやすいというような特殊な性格をもつものであるからとされている。しかし、婚姻にのみDVの特殊性を付与するのは、おそらく実態把握を誤っていると思われる。第3に問題となるのは、保護命令の内容に有効性があるのかどうかについてである。これは、①その有効期間があまりにも短く、特に退去期間が2週間であることに加え、接近禁止命令には配偶者と共に生活の本拠としている住居が除かれるので、退去さえすれば接近は自由という矛盾が生じることになる。②接近禁止命令とはいえ、禁止されるのは「つきまとい」と「はいかい」のみであり、ストーカー防止法が禁止行為として「1 つきまとい・待ち伏せ・押しかけ、2 監視していると告げる行為、3 面会・交際の要求、4 乱暴な言動、5 無言電話、連続した電話、ファクシミリ、6 汚物などの送付、7 名誉を傷つける、8 性的しゅう恥心の侵害」を規定しているのと比較すれば、あまりにも狭いと言わざるをえない。(なお、ストーカー防止法との違いは、ドメスティック・バイオレンスの特性から退去命令がある点、およびストーカー防止法では禁止命令を行政機関が行うが、DV防止法では裁判所が行うという点である。これは、退去命令まで規定するために慎重な判断を要求されるからとされる。)③保護命令を担保するための措置が不十分である。確かに、警察は8条によって被害の防止に努めることが要求され、また保護命令が出されたならば被害者保護にあたるように通達が出されているようではある。しかし、保護命令違反の際の対応については現場の判断によるものであり、法的に確実な手段が用意されているわけではない。保護命令が出されるには重大な危害の発

生可能性が認められることが条件である以上、警察の被害者保護が不十分にしかなされないのは矛盾である。⁽¹²⁾

6 結語—改正に向けて

① DV防止のための方策は、日本において、まだその端緒につただけである。現行法の以上のような問題に答える形で、この「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正法が、平成16年6月2日に公布され、同年12月2日に施行されることになった。現行法の施行以来、法の問題点として、以下の点が指摘されていた。⁽¹³⁾まず、「保護命令」の対象となるのは被害者本人だけで、子どもや親族などの近親者には及ばない。「保護命令」が出た後に、加害者が子どもの通っている学校や保育園にあらわれ、連れ去ろうとするケースも報告されている。また、夫の暴力を受けていた妻本人ではなく、その息子と両親の命が奪われると言う事件が起きている。次に、被害者を保護する場所も圧倒的に不足している。シェルターの不足が被害者の命にかかわることもあり、1996年には、民間の一時保護施設が満室で入所を断られた女性が、夫から殴り殺されるという事件が起こっている。さらに、各都道府県に設置が義務付けられている「配偶者暴力支援センター」でも、一時保護数が急激に増え、1年間で、前身の婦人相談所が受け入れた数の3～4倍に跳ね上がっている。今後この数はさらに増加すると思われるので、被害者の安全確保のためにセンターとシェルターの充実が急務である。また、直接の被害者のみならずDV家庭で育った子どもへのケアがこれからの大きな課題となる。このような子どもたちへのケアが十分なされるよう、専門家の協力が求められている。最後に、加害者側へのケアを忘れてはならない。被害者を保護するだけでは問題は根本的に解決しない。加害者に精神的安定と建設的な人間関係を築ける力が養われるような何らかの方策が検討されなければならないと思われる。

② そこで、改正法であるが、上述したような現行法の欠陥をふまえ、いくつかの改善策が講じられている⁽¹⁴⁾。その主なものをあげると、まず、配偶者からの暴力の内容を拡大したことである。現行法では、身体的な暴力に限定されていたのであるが、改正法ではこの定義を広げ、「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」も含むものとされたのである。これにより、精神的な暴力や性的暴力等、本稿で紹介したDVがある程度含まれることになった。もっとも、「準ずる」ものであることから、軽微なものは除外されることになるが、日常的に繰り返されるDVは、個々の言動を切り取ってみれば軽微なものと判断されるものも多く、どの程度で「準ずる」ことになるのかは、これからの実務の中で確定されていくことになるであろう。さらに改正法は元配偶者からの暴力もその射程範囲に入れたものの、婚姻中に暴力行為が開始され継続してそれが行われていることを条件としている。すなわち、復縁をせまったり、離婚の際の不満から暴力におよぶ場合をDVとは認定せず、従って保護命令は発せられないことになる。しかし、被害者の視点からみれば、両者は区別されないのであり、婚姻をDVの絶対的基準とみる視点自体が形式にすぎるように思われる。法益論からDVを再構成する必要があるように思える。また、改正法は、「配偶者からの暴力」の概念を拡張し、元配偶者からの継続的な暴力についても保護命令を認めたのであるが、保護命令を「身体的な暴力」に限定した。DVの概念を広げたのであるから、少なくとも身体的暴力に準ずる重大な精神的暴力や性的暴力であれば、それについても保護命令の可能性を認めるのが筋ではないかと思える。その他、改正法は、DVの実態を考慮し、被害者の子への接近禁止命令や、退去命令期間の延長(2週間から2ヵ月に)、再度の退去命令の容認、被害者と共に生活の本拠としている住居付近のはいかい禁止について規定している。これらの規定は、現行法に比較すれば進歩といえるが、すでに指摘したような被害者の自立支援や、警察の援助が、今回の改正によってどのように改善されていくのか今後の対応を見守るべ

きであろう。

注

- (1) 参照, 原ひろ子「ドメスティック・バイオレンスをめぐる今後の課題—法律施行後の前進にむけて—」法律のひろば2001年9月号34頁, 戒能民江「ドメスティック・バイオレンス」ジュリスト1237号(2003年)149頁。
- (2) 秀嶋ゆかり「ドメスティック・バイオレンス」法セ550号(2000年)64頁。
- (3) 長谷川京子・前野育三「国家はどこまで介入すべきか」法セ550号(2000年)68頁。
- (4) 岩井教授は、「暴行・傷害事例の顕在化が図られることによって, 殺人の実質的減少が期待しうるのか, 本法の施行によって, DV削減の実質的効果を上げうるのか, 注目されるところである。」(岩井宜子「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律—DV防止法—」法学教室251号〔2001年〕80頁)とされていたが, 現在までのところ, 残念ながら増加傾向にあるようである。
- (5) 後藤弘子「ドメスティック・バイオレンスとその刑事的対応」警察学論集53巻4号(2000年)137頁参照。
- (6) 夫婦間強姦が認められた鳥取地判昭61・12・17でさえ, 夫婦関係がすでに破綻した状態で夫が友人と一緒に妻を輪姦したという, ある意味では重大結果を引き起こしたケースであり, 通常の状態での望まない性行為を強姦とする判例ではない。
- (7) 戒能・前掲150頁。
- (8) 後藤・前掲138頁。
- (9) 後藤・前掲138—9頁。
- (10) <http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/index8files/bouryoku.htm>
- (11) 戒能・前掲148頁。
- (12) DV法の問題点については, 戒能・前掲151—3頁を参照。その他, 安富潔「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」捜査研究611号(2002年)64頁以下, 常盤紀之「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律における保護命令制度についての問題点」判例タイムズ1146号(2004年)59頁以下参照。
- (13) 以下の指摘について, 藤澤眞美 <http://www.daiichi.gr.jp/soudan/faxnews/2002/2001210.htm> を参照。
- (14) 以下の説明については, 松坂規生「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律』について」警察学論集57巻

108 (108) 家庭内暴力(石堂)

8号(2004年)46頁以下, 小沼敦「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」ジュリスト1274号(2004年)19頁以下参照。